

「藤沢市私立幼稚園等特別支援保育」の申請に係る診断書等の記載についてのお願い

診断書等については、「藤沢市私立幼稚園等特別支援保育費補助金」の申請にあたり、お子様の状況が下表の補助対象区分に該当し、幼稚園等で生活を送る上で特に配慮が必要と認められることを証明するために提出していただくものです。

そのため、診断書等には、病名だけでなく、症状等の内容や程度及び継続して医療又は生活規制が必要であるとの記載が必要となります。診断書等に病名だけの記載しかない場合は、対象とはなりませんのでご留意願います。

「藤沢市私立幼稚園等特別支援保育費補助金」に係る診断及び判定の基準

障がいの種別と補助対象区分		特別支援の必要性を証する書類 (いずれか1種類)
障がい者 身体障害者 障害程度 等級表の 有する者	○視覚障がい（1～6級） ○聴覚障がい（2～4級、6級） ○肢体不自由（1～7級） ○言語（機能）障がい（3～4級） ○心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能障がい（1～4級） ○平衡機能障がい（3級、5級）	（1）身体障害者手帳の写し （2）特別児童扶養手当受給証書の写し （3）在宅重度障害者等手当受給証書の写し （4）診断書（県の様式でも可） （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された診断書等）
療育手帳の 交付対象とな る障がい者	○精神発達遅滞・知的障がい（A1～B2）または指数が75以下 （「指数」とは標準化された検査により判定した結果を指数化したもの）	（1）療育手帳の写し （2）特別児童扶養手当受給証書の写し （3）在宅重度障害者等手当受給証書の写し （4）診断書（県の様式でも可）・判定証明書 （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された診断書等又は判定証明書）
学校 教育 法 施行 令 の 規定 する 障 が い 者 に 有 する 者	○病弱・虚弱 特別支援学校の対象となる病状及び程度	診断書（県の様式でも可） （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記され、かつ継続して医療又は生活規制を必要とすると明記された診断書等）
医学 上 の 判 定 に よ り 障 が い と 認 め ら れ た 者	○発達障がい 例：自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等 ○情緒障がい ○言語障がい - 機能障がいでない重い言葉の遅れ	診断書（県の様式でも可） （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された診断書等）

※診断書・判定証明書については、原則として申請年度の12月1日までに発行されたものとしませんが、前年度4月以降に発行されたものも可とします。

※過去に診断を受けたことが明確な場合に限り、医療機関等が上記期間内に発行する意見書等を診断書等を含みます。

※診断書・判定証明書については、写しでも可とします。

※特別児童扶養手当受給証書については、所得制限のため支給停止の場合でも可とします。